

this action of the USSR Government.

We ardently desire, on the one hand, that this action taken by the USSR Government will become a permanent measure, and wish, on the other, that the Governments of the United Kingdom and of the United States of America promptly suspend testing of nuclear weapons, so that suspension of such tests will be realized in every part of the world.

We request that scientists in different countries of the world will continue their untiring efforts along these lines.
Tokyo, 18 April 1958

Adopted by the Science Council of Japan
at its Twenty-sixth General Meeting

4-23

庶発第206号 昭和33年4月24日

科学技術庁長官 正 力 松太郎 殿

日本学術会議会長 兼 重 寛九郎

南極地域観測事業の継続について(要望)

国際地球観測年における南極地域観測にわが国も参加しましたが、これに参加した諸国のほとんどすべては、国際地球観測年終了後もこの観測を継続することを計画しております。国際学術連合会議(ICSU)は、これが国際的協同事業として継続されることがきわめて有意義であると認め、特に南極研究特別委員会(SCAR)を設けてこれを推進することになっております。

本会議は、この国際協同事業の重要性にかんがみ、わが国がこれに参加し、必要にして十分な準備を整えて、南極地域観測を継続することを望むものであります。

よつて、政府がこれを実現するために万全の措置をとられるよう、本会議第26回総会の議決にもとずき要望します。

4-24

庶発第216号 昭和33年4月28日

文部大臣 松 永 東 殿

日本学術会議会長 兼 重 寛九郎

大学教員の人事(併任および兼業)に関する教授会の権限について(要望)

標記のことについて、本会議第26回総会の議に基づきここに下記のとおり要望します。

記

大学教員の任免、進退については、教授会の決定を最も優先して考えるべきであり、その決定に対し、政府が何らかの干渉をなすことは大学の自治を侵すもので極めて不当であると考えられる。

特に最近、大学教員の併任に関し、すでに関係当事大学間で相互に了承された人事につき、文部省

が種々せいちゆうを加える等の事例が報告されており、また地方公共団体の職を兼ねる場合についても同様の事例があるが、政府は上記の精神に基づき今後そのようなことのないよう留意されたい。

4-25

庶発第294号 昭和33年5月28日

科学技術庁長官 正 力 松太郎 殿

日本学会議会議長 兼 重 寛九郎

原子炉およびその関連施設の安全性について(申入)

標記のことについて、本会議第26回総会の議に基づき下記のとおり申入れます。

記

わが国将来の発展のため、原子力の開発を推進することは、きわめて必要なことと考えるが、災害を生じた場合には、その後の原子力開発に取りかえしのつかない打撃を与えるおそれがある。特に不幸な経験を受けたわが国民の感情と地震洪水をはじめ天災の多いわが国の事情とを考慮に入れると、原子炉の安全性については、一層慎重に考えなければならないことは明かである。

よつて政府は、原子炉およびその関連施設の安全性を最優先的に考慮し、

1. 速かに、原子炉およびその関連施設の設置、運転管理、万一災害の生じた場合の補償等はすべてにわたつて、安全性を保障する法律を制定されたい。
2. 特にとりあえず、下記の諸事項が行なわれるよう、速かに措置されたい。

(1) 原子炉およびその関連施設の設置場所は、設置の場所自体が安全性の重要な要素であることに
かんがみ

(A) 基本的な設置条件を決定すること。

(B) 設置地域の計画について基本方針をたてること。

上記の目的を達成するため、全国にわたる広汎な、系統的な調査を施行すること。

(C) なお、目下建設を予定されているものについても、更に十分な調査の費用を計上するなどによつて一層慎重な調査を行ない得るようにすること。

(2) 原子炉およびその関連施設については、そのHazard reportの審査に際し、専門家の客観的な意見をひろく聴取できるようにすること。

設計当初の審査ばかりでなく、運転中も随時施設内施設外の汚染を監視する法律によつて権限を与えられた監視機構を作り、監視を厳重に行なうこと。廃棄物の処理についても監視を行なうこと。

(3) 保健物理学の確立を推進し、上記監視のために必要な保健物理技術者を至急計画的に養成すること。なお現在の「放射性同位元素等による放射線の障害防止に関する法律」は、管理区域の境界までを問題にしており、その外部に適用されないとのことであるから、至急これに関する法律を制定すること。

(4) 原子炉およびその関連施設の安全性については、「絶対に災害を発生せしめない」という考え方でぞむべきであるが、万一災害の起つた場合の補償については、放射線障害の特殊性から、予算的にも、被害評価の方法においても、特別の準備をととのえておくこと。